令和元年１０月２９日開会

# 第７０６回むつ市教育委員会

## ＜　目　　　次　＞

議案第１号　むつ市文化財保護審議会委員の委嘱について（生涯学習課）

## ＜　事務局からの報告事項　＞

１．第２４１回むつ市議会定例会の報告について（総務課）

## ＜　その他　＞

議案第１号

## むつ市文化財保護審議会委員の委嘱について

むつ市文化財保護審議会委員の委嘱について、文化財保護法第１９０条第１項及びむつ市文化財保護条例第４条、第６条及び第７条の規定に基づき決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第１条第１０号規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年１０月２９日提出

むつ市教育委員会教育長　　氏　家　　　剛

提案理由

むつ市文化財保護審議会委員の任期が、本年１１月３０日をもって満了することに伴い、提案するものである。

# むつ市文化財保護審議会委員名簿

任期:令和元年12月1日～令和3年11月30日

| No. | 氏名 | 再・新 | 分野 | 年齢 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | まつ い てつ ろう<br>松 井 哲 朗 | 再 | 歴史 | 72 | |
| 2 | いそ やま たか ゆき<br>磯 山 隆 幸 | 再 | 自然（動物） | 71 | 旧大湊水源地水道施設<br>修理専門委員会委員 |
| 3 | さ とう みどり<br>佐 藤 ミドリ | 再 | 歴史 | 76 | |
| 4 | ふ せ きみ ひろ<br>布 施 公 大 | 再 | 美術、民俗 | 77 | |
| 5 | な ら まさ よし<br>奈 良 正 義 | 再 | 自然(地質) | 84 | |
| 6 | おおやぎ あきら<br>大八木 昭 | 再 | 自然(動物) | 70 | |
| 7 | さ とう とし つぐ<br>佐 藤 敏 次 | 再 | 考古 | 66 | |
| 8 | とみおか いち ろう<br>富 岡 一 郎 | 再 | 歴史 | 86 | |
| 9 | やす た しょう どう<br>安 田 祥 導 | 再 | 歴史 | 68 | |
| 10 | たき もと ひさ ふみ<br>瀧 本 壽 史 | 再 | 歴史（近世） | 64 | 勤）弘前大学大学院<br>教育学研究科教授 |
| 11 | あ べ せい いち<br>阿 部 誠 一 | 再 | 自然（動物） | 61 | |
| 12 | いし くら つかさ<br>石 倉 司 | 再 | 民俗 | 46 | 社会教育委員 |
| 13 | みかみ はる ふみ<br>三 上 春 文 | 再 | 自然（昆虫） | 64 | |
| 14 | しら かわ なお と<br>白 川 直 人 | 再 | 建造物 | 61 | 勤)むつ工業高校<br>旧大湊水源地水道施設修理専門委員会委員 |

※年齢は令和元年10月16日現在として表記

参考資料１

# 文化財保護審議会委員に関する関係法令等

## 文化財保護法抜粋

（地方文化財保護審議会）

第１９０条　都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

２　地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

３　地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## むつ市文化財保護条例抜粋

(文化財保護審議会の設置)

第４条　法第１９０条第１項の規定に基づき、教育委員会にむつ市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数及び委嘱)

第６条　審議会は、委員１５人以内で組織し、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、特別の事項を審議する必要があると認めるときは、定数を超えて臨時に委員を置くことができる。

(委員の任期)

第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　第６条ただし書の規定による委員は、当該特別事項の審議が終わったときにその職を解かれたものとする。

# 第２４１回むつ市議会定例会報告　　　８月２７日（火）～９月１９日（木）

## １．一般質問　９月４日（水）～９月５日（木）

**質 問 者　２３番　菊　池　光　弘　議員**

質問事項：小学校でのプログラミング教育について
（１）進捗状況は
（２）必修化されるねらいとは
（３）どんな授業になるのか
（４）今現在の課題は

**【答弁概略】**

**（１）進捗状況は**

環境整備の現状は、市内全小・中学校のコンピュータ教室に設置しているパソコンを、９月末までに、持ち運びが可能なタブレット型端末に入れ替える予定で、その際、プログラミング教育用のソフトを全ての小学校に導入します。

導入に際しては、プログラミング教育講座を新設し、プログラミング教育の経験豊かな講師を招いて、小・中学校の教員を対象に研修を実施しております。

内容としては、児童に論理的に考えていく力を育み、コンピュータ等を活用して身近な問題を解決し、各教科等での学びをより確実なものにすることをねらいとしています。

**（２）必修化されるねらいとは**

児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせることで、課題解決の道筋を論理的に考えていく力「プログラミング的思考」を育むことをねらいとしております。

**（３）どんな授業になるのか**

例えば定規やコンパスを用いて正三角形を書く場合に比べ、コンピュータを用いると簡単かつ正確に書くことができるだけでなく、辺の長さや角の大きさを適切に変えることで、正五角形や正六角形などもすぐに書くことができます。

その際、長さを変えたり角度を変えたりする複数のプログラムを組み合わせるなど、試行錯誤を行う過程を通して、論理的思考力が身に付いていくこととなります。

このような実践例を参考に、各小学校では、教育目標や児童の実情等に応じて位置付ける学年や教科を設定し、実施することとなります。

**（４）今現在の課題は**

新学習指導要領の趣旨に沿って、生涯の学びの基礎となる資質・能力を身に付けられるよう、より効果的に推進するための情報提供や研修講座の充実が必要と考えており、来年の本格実施に向け、最新の情報収集と指導改善に努めてまいります。

**質 問 者　１４番　中　村　正　志　議員**

質問事項：教育行政について

（１）２０２０年度県立高等学校募集人員の減少について

（２）学力の向上について

（３）キャリア・パスポートの導入について

**【答弁概略】**

**（１）２０２０年度県立高等学校募集人員の減少について**

青森県教育委員会によると、来年度の下北地区の高等学校の入学者募集人員は、今年度の６１０人に対し、７５人減の５３５人と見込まれております。この募集人員の減少による学校現場への影響については、７５人の減に対しまして、今年度の下北地区の中学校卒業予定者は、前年度と比較し、約９０人の減少が見込まれており、全体的な受験倍率は、むしろ下がることも予想され、影響は少ないものと考えております。　また、各中学校における進路指導につきましては、入試情勢の的確な分析を行うとともに、各学年の発達段階において、保護者を交えた三者面談等を継続的に実施し、生徒一人ひとりの将来の夢や希望を大切にしながら、きめ細かな指導に努めております。

**（２）学力の向上について**

むつ市教育大綱では、重点目標として、学力の向上、体育・健康教育の充実、夢を育む教育、地域とともにある学校を基軸に据えております。

学力の向上については、明確な目標設定、主体的な学習の推進、教育環境の整備、教職員の資質向上、及び幼保小連携といった各種教育施策を実施しており、むつ市教育プランの推進目標等に示されている「夢の実現に向かい、主体的に学ぶ力」を伸ばしていくことを学力向上のイメージとして考えております。各小・中学校では、児童生徒が義務教育を終えた後も生涯の学びの基盤となる資質・能力を身につけられるよう、指導力の向上を図るとともに、一人一人の力を伸ばすために補充的学習や発展的学習を行っております。教育委員会では、より効果的な指導法を学校訪問や研修会で紹介したり、活用型問題集を提供しております。

また、学力向上の指標につきましては、むつ市学力向上アクションプランで、青森県学習状況調査において、５年間で県平均値を３ポイント上回るという目標値を設定しております。県や国の学力調査に加え、市でも総合学力調査を行っておりますし、各学校でも学力テストを導入し、学校としての重点目標を設定して学力の向上を目指しております。

一方、学力を点数だけで評価するのではなく、各学力調査で行われている意識アンケートも重視し、家庭学習の習慣や規則正しい生活等、様々な観点で実態把握することも重視しております。そして、何より日々の授業の中で一人一人の学びを丁寧に観察した結果も合わせて見ることで、学力の向上を評価できると考えております。

次に、アクティブラーニングにつきましては、新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」と言い換えられておりますが、主体的とは学ぶことに関心を持ち、積極性を伸ばすこと、対話的とは、友達と話し合って自分の考えを広げ結論を導き出すことなど、学びの質と過程を重視するものであり、変化の激しいこれからの社

会を生きる子どもたちに必要な学力を身に付けるためのものであります。各学校では、授業改善をより活性化させるために、校内外の研修に積極的に参加し、授業改善に取り組んでおります。

**（３）キャリア・パスポートの導入について**

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が体験活動などの学習状況を記すものであり、将来の夢や希望、目標を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につないでいくことを目的とした個人評価ツールのことであります。

運用方法については、キャリア教育の実践を効果的に進めるために、教科学習、教科外活動、学校外の活動等を子ども自身がその変容や成長を自己評価し、それに対して子ども達が、人の役に立っていることや、自分が成長していることを実感できるよう、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげていくことになります。こうした取組により、入学から卒業までの中・長期的な振り返りと、将来の展望や見通しを明確にするとともに、学校、家庭及び地域における連携を通した学びを、自己の将来の夢と希望に生かそうとする態度を培うことが期待されるところであります。

次に、これまでのむつ市のキャリア教育と、キャリア・パスポートの実績についてですが、一人一人の児童生徒が自己の個性を理解し、自らの生き方を考えられるよう、「キャリア教育講演会」や「むつ市中学生夢はぐくむ体験入学事業」等を実施しております。また、県教育委員会が作成したキャリア・パスポートを各学校に周知し、現在約半数の小中学校が活用しているところであります。

いずれにいたしましても、キャリア・パスポートがさらに有効的に活用されるよう、小中の連携を密にし、キャリア教育の充実を図ってまいります。

## ２.決算審査特別委員会　９月１１日（木）
### 教育委員会関係費（第１０款　教育費）

■中村正志　委員

質疑①：映画監督川島雄三誕生１００年記念事業費について、記念事業費全体にしめるむつ市の負担金の割合はどのくらいか。

**【答弁概略】**

全額、市の負担となります。

■濵田栄子　委員

質疑①：いじめ問題対策委員会の予算執行が、重要な問題の割には少ない。どういった形で運営されているのか、また、どういった形で学校や地域に還元されているのかお知らせください。

**【答弁概略】**

平成３０年度の取り組みについて点検・評価し、また、令和元年度の取り組みを委員の方々に説明している。この他、４月の校長会で１年間の取り組みを説明し、また、いじめ防止に関するお願いもしている。